平成19年5月14日

各　位

会 社 名　DOWAホールディングス株式会社
代表者名　取締役社長 河野正樹
（ｺｰﾄﾞ番号 5714）
問合せ先　総務部門
部長 岸　政彦
（TEL. 03-6847-1100）

定款の一部変更について

当社は、平成19年5月14日に開催の取締役会において、平成19年6月27日開催予定の第104回定時株主総会に下記のとおり定款変更議案を付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）単元未満株式買増制度の導入（変更案第9条第2項）

新株予約権の発行により単元未満株式が増加することが見込まれるため、会社法第194条第1項の定めに基づき単元未満株式買増制度を導入し、単元未満株式の処分方法の自由度を上げるものであります。

（２）会社法への対応（変更案第6条）

会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、株式消却を行った場合でも、発行可能株式数を自動的に減少させないこととなりました。このため、発行可能株式数の自動減少を定めた現行定款第6条ただし書きを削除するものであります。

２．変更の内容　（下線は変更部分であります）

現行	変更案
（発行可能株式総数） 第6条　この会社の発行可能株式総数は、1,000,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	（発行可能株式総数） 第6条　この会社の発行可能株式総数は、1,000,000,000株とする。
（単元未満株式についての権利） 第9条　（省略）	（単元未満株式についての権利） 第9条　（現行どおり） <u>2.　この会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>

以　上